

佐倉市の議会の議員及び市長の選挙における選挙公報発行に関する条例（昭和49年佐倉市条例第49号）

改正後	改正前
<p>(配布)</p> <p>第5条 選挙公報は、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙期日前2日までに配布するものとする。</p> <p>2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うこと によって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合において、委員会は、市役所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。</p>	<p>(配布)</p> <p>第5条 選挙公報は、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、選挙期日前2日までに配布するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。